

暖房費緊急支援事業（福祉灯油）

補正額 57,000千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、家庭で過ごす時間が増加する中、急激な原油価格の高騰に伴い灯油、電気、ガス等の暖房費の負担が増していることから、緊急かつ臨時的な対応として、低所得世帯に対し「暖房費緊急支援金」を支給することにより、暖房費負担への支援を行う。
- 支給対象 令和4年1月1日現在岩見沢市に住民登録のある市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する者が在宅生活している世帯（施設入所や長期入院、生活保護受給者を除く）
 - ①単身者で今年度中に満70歳以上に達する者（昭和27年3月31日以前に生まれた者）
 - ②家族全員が今年度中に満70歳以上に達する者
 - ③夫婦二人世帯でどちらか一方が今年度中に満70歳以上に達する者
 - ④重度障がい者（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級）
 - ⑤ひとり親世帯（児童扶養手当受給資格者）
- 支給額 一世帯 5,000円 （見込世帯：9,500世帯）
- 財源 一般財源
- 積算内訳 (単位：千円)

項目	現在予算額	今回補正額	計
給付金	0	47,500	47,500
事務費	0	9,500	9,500
計	0	57,000	57,000

- 支給の流れ（予定）
 - ①令和4年1月4日 申請書・返信封筒等を発送
 - ②令和4年1月～2月中旬 受付・審査
⇒順次振込（2月未完了）

子育て世帯への臨時特別給付金事業（先行給付金）

第9号 補正額 516,500千円

● 概要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する支援を行う。

● 支給対象 次のいずれかに該当する児童を養育する者で年収960万円未満の者（基準日：令和3年9月30日）

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童

児童手当（本則給付）受給世帯 ※基準日以降の新生児は要申請		}	申請不要
16～18歳（高校生）	弟や妹が児童手当（本則給付）受給者		
	上記以外	}	申請必要 (該当者に通知送付)

● 支給額 児童1人当たり 50,000円（見込世帯：6,000世帯 見込人数：10,200人）

● 財源 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）

● 積算内訳 (単位：千円)

項目	現在予算額	第9号補正額 (12/6議決)	計
給付金	0	510,000	510,000
事務費	0	6,500	6,500
計	0	516,500	516,500

● 支給時期（予定）

- 申請不要の方
 - … 令和3年12月下旬支給
- 申請支給の方
 - … 令和4年1月以降順次支給



子育て世帯への臨時特別給付金事業（現金10万円一括給付に変更）

第11号 補正額 510,000千円

● 変更内容 現金5万円（R3.12.6先議）とクーポン5万円相当額（予算未計上）で給付予定としていたが、国の方針転換に伴い、現金10万円の一括給付に変更。
児童手当受給世帯に対しては、年内の支給を予定（従来どおり）

区分	変更前	変更後
児童手当（本則給付）受給者 高校生等 (弟や妹が児童手当（本則給付）支給対象者)	対象児童1人当たり 現金5万円（12月中） + クーポン5万円（3月頃）	対象児童1人当たり 現金10万円 (12月中)
高校生等 (上記以外)	対象児童1人当たり 現金5万円（1月～） + クーポン5万円（3月頃）	対象児童1人当たり 現金10万円 (1月～)

● 支給額 児童1人当たり 50,000円（見込世帯：6,000世帯 見込人数：10,200人）



児童1人当たり **100,000円**

● 財源 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）

● 積算内訳 (単位：千円)

項目	第9号補正額 (12/6議決)	第11号補正額 (12/17議決)	計
給付金	510,000	510,000	1,020,000
事務費	6,500	0	6,500
計	516,500	510,000	1,026,500

● 支給時期（予定）

- 申請不要の方
 - … 令和3年12月**27日**支給
- 申請支給の方
 - … 令和4年1月以降順次支給

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

補正額 1,833,300千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付することにより支援する。
- 支給対象
 - ①住民税非課税世帯
基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
 - ②家計急変世帯
①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（対象期間：令和3年1月～令和4年9月）
- 支給額 一世帯 100,000円 【見込世帯：18,000世帯（①15,000世帯 ②3,000世帯）】
- 財源 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）

● 積算内訳 (単位：千円)

項目	現在予算額	今回補正額	計
給付金	0	1,800,000	1,800,000
事務費	0	33,300	33,300
計	0	1,833,300	1,833,300

- 手続き
 - ① 住民税非課税世帯
市から予め氏名、生年月日、口座情報等を印字した確認書付き通知を送付し、確認書を同封の返信用封筒により返送いただく（不備がなければ、返送後2週間程度で給付）。
 - ② 家計急変世帯
対象者が市に申請（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であることがわかる書類が必要）

● スケジュール

項目	12月		1月		2月			3月	4～9月
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
非課税	システム構築・通知準備		通知発送		確認書受付			給付（確認書受付後 約2週間で口座振込）	
家計急変	システム構築・受付準備		申請受付・事業周知			給付（申請書受付後 約3週間で口座振込）			

※家計急変世帯の申請受付は令和4年9月末までのため繰越明許費を設定